

【報告事項】

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第1次評価（適合評価）の結果について

広域一般廃棄物処理施設建設候補地について、公募及び公有地等からの抽出により挙げられた函南町と熱海市の候補地2か所の土地に関し、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準」に適合するか、事務局において確認し、第1次評価結果として選定委員会に提出された。

第1次評価の結果、函南町の候補地は「不適合」、熱海市の候補地は「適合」と評価された。

1 函南町候補地

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 公募・公有地抽出の別 | 公募 |
| (2) 所在 | 函南町平井地内 |
| (3) 第1次評価の結果 | 不適合（詳細は資料1のとおり） |

2 熱海市候補地

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 公募・公有地抽出の別 | 公有地等からの抽出 |
| (2) 所在 | 熱海市熱海字笹尻地内 |
| (3) 第1次評価の結果 | 適合（詳細は資料2のとおり） |

【協議事項】

建設候補地が1か所となった場合の2次評価の対応について

広域一般廃棄物処理施設建設候補地について、第1次評価の結果、函南町の候補地は選定基準に不適合と評価され、熱海市の候補地のみが2次評価に進むこととなった。

これに伴い、令和7年10月3日の本協議会において決定した「2次評価について」の一部に修正の必要が生じたことから、下記のとおり修正することについて協議を行う。

なお、本修正案については、第3回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会において、内容を確認済みである。

記

1 修正する資料

令和7年10月3日会議資料1「第2次評価について」

2 修正箇所

「1 配点の考え方及び採点方法」の「(5) 建設候補地が1か所となった場合の対応について」を追記する。

3 修正理由及び概要

第2次評価の評価項目のうち、大項目6の経済性は、複数の候補地間の相対的な評価基準としている項目が多く、点数評価を行うことができない。しかしながら、各市町の広域化への参加判断において、経済性は重要な項目であるため、本協議会における協議に資することを目的として、用地取得費や造成費の概算費用など、検討した結果を示すこととするもの。

4 修正後の資料(案)

別添資料3

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第 1 次評価
(選定基準に基づく適合評価)

(応募地) 函南町平井地内

No.	選定基準	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	面積は約 2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を 整備することが困難な規制 地域を含まないこと。	下記【評価の概要】参照	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置 する土地、不整形地の土地は 除く。	下記【評価の概要】参照	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当す る土地は除く	函南町総合計画、都市計画マ スタープラン等をもとに確 認した結果、公共事業等の計 画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果 (適合評価)

適合しない

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」につい
ては、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内
容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差
し引いても「1. 面積要件」の概ね 2ha 以上の土地を確保できることから、要件を満足
すると評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、応募地は 2 つの土地に分かれており合わせて 2ha
以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約 2m）及び鉄塔が存在し、応
募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差
が 70m 前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少するこ
とが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概
略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる
可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくな
る。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せ
て考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第 1 次評価
(選定基準に基づく適合評価)

(応募地) 熱海市熱海字笹尻地内

No.	選定基準	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	下記【評価の概要】参照	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	下記【評価の概要】参照	○
5	市町土地利用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	函南町総合計画、都市計画マスタープラン等をもとに確認した結果、公共事業等の計画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果（適合評価）

適合する

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- ・ 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合すると評価する。

第 2 次評価について（加筆修正案）

修正案箇所：下線部

【概要】

- ・ 第 2 次評価では、評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案（重み付け）した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する（点数評価）。
- ・ 併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。
- ・ 選定委員会は、点数評価の結果及び調書を取りまとめ、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地評価結果報告書」として、第 2 次評価の結果をごみ処理広域化検討協議会に提出する。

1 配点の考え方及び採点方法

（1）評価方式

評価方式として、先行事例も考慮しつつ、以下の 2 方式を検討した。

① 積み上げ方式

小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。

② 平準化方式（大項目間）

積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

本件の評価では、下記（2）において大項目で重み付けの検討を行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる「②平準化方式」の手法を採用する。

（2）大項目の重み付け

大項目 1 から 6 は、いずれも重要な観点であり、第 2 次評価の評価項目とした。

その上で、3 市 2 町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重点課題、事業の実現性等を基に検討し、次のとおり大項目の重み付けを行い、配点した。

なお、市民・町民へのわかりやすさから、100 点満点で配点した。

大項目	観 点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現性に影響することから、規制等の状況を確認する。	10
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	10
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等による既存の調査結果を確認する。	10

4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを含めた処理施設の立地条件を検討する。	20
5. 地域の合意形成の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等への意向確認の状況等を確認する。	25
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、市町の政策全般に及ぼす影響が大きいいため、事業に要する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

(3) 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点^{※1}とし、5点満点を基本として採点する。

ただし、以下の項目は、次の理由から、重要な小項目として配点を2倍又は4倍する。

- ・ 「4-1-1 地形地質状況」：頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・ 「5-1-1 自治組織の意向確認状況」：建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・ 「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」：経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・ 「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」：広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

※1：小項目の採点の結果、×がついた事項は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果をごみ処理広域化検討協議会に報告する。その上で、ごみ処理広域化検討協議会での候補地選定協議において、当該事項は十分に考慮するものとする。

(4) 採点方法

上記(1)②のとおり、大項目の採点は、「大項目配点(A)×小項目採点(C)÷小項目配点(B)」とする。(小数点以下第二位を四捨五入。)

大項目採点の合計点を、各候補地の点数評価の点数とする。

【採点例】

資料5の採点例は、次のとおり計算したものである。

- ・ 大項目「1. 土地利用の制限」の採点
大項目配点10点×小項目採点23点÷小項目配点25点=9.2点
- ・ 大項目2～6も同様に計算し、大項目採点の合計点を計算する。
9.2+8.7+10.0+18.4+9.0+19.4=74.7点
- ・ 大項目採点の合計74.7点を点数評価の点数とする。

(5) 建設候補地が1か所となった場合の対応について

第2次評価の評価対象となる建設候補地が1か所のみとなった場合には、次のとおり当該候補地の評価検討を行う。

ア 大項目「1.土地利用の制限」、「2.生活環境の保全」、「3.自然環境の保全」、「4.防災」、「5.地域の合意形成の状況」は、評価基準により点数評価を行う。

イ 大項目「6.経済性」は、複数の候補地間の相対的な評価としている項目が多いことから、評価基準による点数評価は行わず、ごみ処理広域化検討協議会における建設候補地選定協議に資することを目的として、用地取得費・造成費等の概算費用等、検討した結果を示す。

以上のことから、建設候補地が1か所の場合は、点数評価は75点満点として採点することとする。

2 調書の作成について

(1) 地域の合意形成の状況

大項目の「5.地域の合意形成の状況」について、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。

○ 作成方法

候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況（総会又は役員会での議決や同意の状況）、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

候補地が所在する自治組織は必須とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めてどこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地がどの自治組織にも属していない場所である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

(2) その他

加点的要素や留意すべき事項として、次の項目についても調書に記述する。

①余熱利用の可能性 (熱利用施設活用の可能性)	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等の状況を確認する。
----------------------------	--

②敷地面積 (敷地の汎用性)	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また、熱利用施設や CO2 回収施設の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性 (残土処分費への影響)	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①～③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する

【様式】

建設候補地評価に係る調書

市（町）

土地の所在・地番：

ほか

1 地域の合意形成の状況

（記載例）

・候補地が所在するA自治会において、応募者の主催による、すべての住民を対象とする説明会を、これまで2回開催した。

▶第1回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名

議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

▶第2回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名

議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

・X市Y課がA自治会の役員と意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____、隣接するB自治会の意向も確認する必要がある、といった意見があった。

・隣接するB自治会について、X市Y課が、役員との意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

2 その他

①余熱利用の可能性（熱利用施設活用の可能性）

候補地の東側約100mに位置する運動公園内に温水プールがあり、化石燃料を用いて加温している。

②敷地面積（敷地の汎用性）

敷地面積が約3.3ヘクタールあり、エネルギー回収推進施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性あり。

③残土処分費

敷地全体としては傾斜地も含むが、現状でほぼ傾斜のない状態で確保されている。多額の建設発生土処分費が発生する可能性は低いと考えられる。